

平成28年度の鳥獣被害対策支援事業について

H28.4.1

鶴岡市農林水産部農政課

補助金名	有害鳥獣被害軽減モデル事業 (ハード支援)	鳥獣被害防止地域活動支援事業	有害鳥獣対策事業
補助対象経費	鳥獣被害防止のための電気柵の導入経費	地域が主体となって行う鳥獣被害防止対策の活動経費	農作物被害防止を目的に被害対策用の器具の購入経費
(具体例)	・電気柵の購入経費	・追い払い隊結成 ・被害防止資材購入 ・追い払い実証活動 ・研修活動	・爆音機、防鳥ネット、侵入防止柵等 (※捕獲器)の購入経費
事業主体	農業者、営農組織又は生産組合等	地域住民が組織する団体、営農組織 又は生産組合等	農業者、営農組織又は生産組合等
補助率	2分の1以内(上限20万円) (うち県補助:4分の1以内、上限10万円)	初年度10分の10(上限10万円) 以降2分の1以内(上限5万円) ※5年まで	2分の1以内(上限10万円)
財源	県単間接補助事業(市の補助金上乗せあり)	市単補助事業	市単補助事業
平成28年度 予算額	1,012,000円	475,000円	736,000円
備考	・補助対象は電気柵に限定。 ・県事業と実施のため募集時期などに制限があります。	・地域住民による自主的な活動を促すため、追い払い隊の立ち上げ経費を支援する ・追払い活動に必要な消耗品費を含むが地域住民による組織的活動の検討や研修の実施を行うこと ・労務費や交通費、燃料費などの手当に係わる費用は対象外。	・侵入防止柵に電気線を組み合わせる場合は、対象とする。 ・消耗品(追払い用火火等)は対象外 ・市税を滞納なく納付していることの確認が必要 ※予算の範囲内で小型動物捕獲器も可。申請時に農作物の被害状況や報告時に県の捕獲許可が必要。